

新潟県立長岡農業高等学校PTA会則

- 第1条(名称) 本会は新潟県立長岡農業高等学校PTAと称し事務局を学校に置く。
- 第2条(目的) 本会は学校、家庭、社会が力を合わせて教育全般にわたってその改善向上を図ることを目的とする。
- 第3条(構成) 本会は新潟県立長岡農業高等学校に在籍する生徒の保護者と職員ならびに、本会の目的に賛同する者で構成する。
- 第4条(事業) 本会は目的を達成するために次の事業を行う。
1. 教育環境の改善充実
2. 会員相互の親睦
3. その他目的達成に必要な事項
- 第5条(機関) 本会は目的を達成するために次の機関を置く。
1. 総会
2. 役員会
3. 幹事会
- 第6条(総会) 1. 総会は本会の最高の決議機関である。
2. 総会の議長は会長があたる。
3. 総会は毎年1回定期に開催する。但し会長が必要と認めた時は臨時に開催する。
4. 総会の決議は出席者の過半数できめる。
- 第7条(役員会) 1. 役員会は必要に応じて会長が招集し、重要事項を審議し決議する。
2. 役員会は会長、副会長、監事、委員、幹事で構成する。
3. 役員会の議長は会長があたる。
4. 役員会は構成員の1/3以上の出席で成立し、多数決によって決議する。
- 第8条(幹事会) 1. 幹事会は本会の必要な会務を行う。
2. 幹事会は幹事で構成する。
3. 幹事会は必要に応じて随時開催する。
- 第9条(役員) 本会は次の役員を置き会務を分担する。
1. 会長 1名
2. 副会長 4名(内1名は校長)
3. 顧問 若干名
4. 監事 2名
5. 委員 ①広報委員 若干名
②研修委員 若干名
6. 幹事 若干名
- 第10条(任務) 1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき代行する。
3. 顧問は会長の諮問に答える。
4. 監事は本会の会計を監査し、総会にこの結果を報告する。
5. 委員は会員を代表し、本会の企画運営を議し、会長の依嘱する事業を審議、執行する。
①広報委員会：会員への広報活動
②研修委員会：会員の研修計画とその運営
6. 幹事は会長の命を受け、庶務ならびに会計事務を担当する。
- 第11条(役員選出) 1. 会長、副会長、監事は役員会において選出し、総会の承認を得る。
2. 顧問は役員会の推薦によって会長が委嘱する。
3. 委員は各学級より広報、研修それぞれ若干名選出する。
4. 各委員会(広報、研修)に正・副委員長を互選によって選出し、会長が委嘱する。
5. 幹事は職員中より選出し、会長が委嘱する。
- 第12条(任期) 役員任期は1年とし、再任を妨げない。
- 第13条(会費) 本会の経費は会費をもってあてる。
- 第14条(会計年度) 本会の会計年度は4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。
- 第15条(慶弔規定) 会員、職員の慶弔に関する事項及び金額は次のようにする
(1) 会員と職員の死亡のとき …………… 10,000円
~~(2) 家の災害のとき …………… 5,000円(削除)~~
- 第16条(会則変更) 本会の会則変更は総会において行う。
- 附 則 本会の会則は昭和39年4月1日より実施する。
平成13年6月2日一部改正 平成24年5月19日一部改正
平成17年5月28日 " 平成26年5月18日 "
平成18年5月28日 "
平成19年5月26日 "

新潟県立長岡農業高等学校PTA冷房設備規約

第 1 章 総 則

第 1 条 (目的)

この規約は、新潟県立長岡農業高等学校内にPTAの負担により設置する冷房設備を円滑に導入し、管理運営することを目的として定める。

第 2 条 (範囲)

本規約では前条の目的を達成するために次の内容を定める。

- (1) 委員会
- (2) 会計
- (3) 運用

第 3 条 (改廃)

この規約の改廃は、PTA総会の決議による。

第 2 章 委 員 会

第 4 条 (委員会)

1 PTAによる冷房設備に関する諸契約・手続の実行および学校・関係官庁・設備業者などに対する窓口として冷房設備委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員会はPTA会長・PTA副会長・後援会会長により構成し、PTA会長を委員長とする。

第 5 条 (委員会の業務事項)

委員会の業務は次に掲げる事項とする。

- (1) 設備機器の選定・契約に関する事項
- (2) 設備機器の導入・修理・保守・点検などの費用及び電気代などの諸経費の支払いに関する事項
- (3) 設備の運用に関する事項
- (4) 設備機器の追加・入換などに関する事項（ただし、追加・入換に伴い規約に定められた負担額の上限を超過する場合はPTA総会の決議による。）

第 3 章 会 計

第 6 条 (会計)

PTAによる冷房設備に関する諸費用・経費については、PTA保護者の負担金、寄付金その他をもってあてる。

第 7 条 (会計期間)

会計期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第 8 条 (予算及び決算)

予算は每期PTA総会の承認により決定する。決算報告書は毎決算期に作成し、監事の監査を経てPTA総会の承認を受ける。

第 9 条 (負担金)

- 1 PTA保護者の負担金は、生徒1人当たり年10,000円を上限とする。
- 2 各年度の負担金は、冷房設備にかかる諸費用・経費見込をもとに前項の上限金額以内で委員会において算出し適用する。その算出方法については別に定める。
- 3 特別の事情がある場合は委員長の承認を得て負担金を減免することができる。

第 10 条 (借入)

- 1 PTAによる冷房設備の設置を実現するため、必要に応じてPTA名にて借入・リースなどの契約をすることができる。
- 2 前項にかかる契約に伴い連帯保証人の提供を求められた際には、PTA会長、PTA副会長にお願いすることとする。
- 3 連帯保証人となっているPTA会長、PTA副会長が退任した場合は連帯保証人の任も解任し、後任者が連帯保証人の任を引き継ぐこととする。

第 4 章 運 用

第 11 条 (運用方法)

- 1 PTAにより設置された冷房設備の運用方法については、生徒の健康を十分に配慮することを付与し学校側に委託する。
- 2 学校側とは毎年1回以上の運用状況の確認・要望などの意見・情報交換を目的に連絡会議を開催することとする。

附則

平成25年度については、会計期間を平成25年8月1日から平成26年3月31日とする。

新潟県立長岡農業高等学校後援会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は新潟県立長岡農業高等学校後援会という。
第2条 この会の事務局を新潟県立長岡農業高等学校に置く。

第2章 目的および事業

- 第3条 本会は新潟県立長岡農業高等学校の教育事業を後援し、教育上必要な施設設備の整備と生徒の体育文化活動を後援することを目的とする。
第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
(1) 学校の施設設備の整備に関する事項。
(2) 学校の福利、厚生に関する事項。
(3) 生徒の体育文化活動の振興に関する事項。
(4) その他、この会の目的を達成するために必要な事項。

第3章 会 員

- 第5条 本会は普通会員と特別会員とをもって組織する。普通会員はPTA会員ならびに同窓会員で、この会の趣旨に賛同する者であり、特別会員は特にこの会の趣旨に賛同し、寄付金を納入した者とする。

第4章 役 員

- 第6条 本会には次の役員を置く。
会長 1名（同窓会長）
副会長 6名（同副会長1名、P正副会長4名、校長）
理事 若干名
監事 2名（P監事2名）
幹事 若干名（会計を含む）
第7条 役員は総会で選任する。ただし幹事は新潟県立長岡農業高等学校教職員中より会長が委嘱する。
第8条 会長はこの会を代表し、会務を統括し、総会・役員会の議長となる。
第9条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
第10条 理事は事業の執行にあたる。
第11条 監事はこの会の会計を監査する。
第12条 幹事は会務を処理する。
第13条 役員任期は1ヶ年とする。ただし再任を妨げない。
第14条 本会には役員のほか顧問を置くことができる。

第5章 会 議

- 第15条 総会、役員会は会長が招集する。
第16条 総会は年1回学年はじめに開き、また会長が必要であると認めたときは臨時総会、および役員会を開くことができる。
第17条 総会はこの会則に定めるもののほか、次の事項を審議決定する。
(1) 収支、予算および決算。
(2) 前年度事業報告および当該年度事業計画。
(3) 役員を選任。
(4) 会則の変更。
(5) その他会長が付議した事項。
第18条 役員会は前条のほか次の事項を審議決定する。
(1) 総会において委嘱された事項。
(2) 緊急処理を要する事項。
(3) その他会長が付議した事項。
第19条 会長は前条の執行については次の総会において報告しなければならない。

第6章 会 計

- 第20条 本会の運営資金は普通会員の会費および特別会員の寄付金をもってこれにあてる。
第21条 会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 則

- 本会則は昭和47年4月1日より実施する。
平成13年6月2日一部改正
平成18年5月28日一部訂正
平成26年5月18日一部改正